

公 募 要 項

1. 趣旨

本学では、令和3年度 文部科学省 先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）に採択されたことを受け、「大阪大学コアファシリティ構想」に基づき、10月に同事業の司令塔として研究推進本部の下にコアファシリティ推進室を新たに設置し、全学機器共用を進めてきた科学機器リノベーション・工作支援センターと協働しながら同事業を推進しています。

同事業では、全学機器共用の枠組みの拡大だけでなく、全学での共用体制の強化、研究創発支援や研究DX支援の強化、研究支援の中核を担う研究支援人材等の活躍促進支援などを通して、本学全体の研究プロセスの効率化や研究力の向上を目指しています。

その一環として、①研究推進のボトルネックとなっている研究支援（機器利用支援や機器管理など）のキャパシティ拡大、②高い専門技術を持つ研究支援人材等がより高度な分析・研究支援に割ける時間の拡大、③多忙な技術職員の自己研鑽に割ける時間の確保等を促進するために研究補助人材（技術補佐員等）の雇用に必要な経費を支援します。

2. 募集内容

- (1) 研究補助人材（技術補佐員等）雇用経費（諸手当、社会保険料等を含む）
- (2) 募集人員：8名程度
- (3) 支援額：令和3年度上限120万円（令和4年度以降は年間上限240万円）
- (4) 支援期間：最長で令和8年3月末まで

なお、採択後に、実施計画書を作成いただき、令和4年度、令和6年度に本事業の効果について中間評価を行います。本事業が有益に活用されていないと判断される場合には、翌年度以降の支援を打ち切ります。

また、文部科学省先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）が、令和8年3月末に終了することに伴い、本事業も終了しますので、プログラム終了後については、各部局等での自助努力による雇用継続をご検討ください。

- (5) 雇用開始時期：原則令和3年12月開始とします。
ただし、12月中に雇用手続きが不可能な場合は、令和3年度に限り派遣契約による申請も可能とします。
- (6) 他の外部資金と合算して雇用することは可能ですが、事前に勤務日を分けるなど明確に勤務内容を分けて管理する必要があります。なお、運営費交付金との合算使用はできません。
- (7) 現在雇用している方からの財源変更は原則不可としております。
- (8) 提案する所要額については軽微なものを除き、提出後の変更は、認められませんので想定する研究補助人材（技術補佐員等）については、雇用開始時期、人数、時間数及び単価等については、事前に十分検討ください。

3. 支援の対象

- (1) 研究支援人材等（機器利用支援や機器管理など）のキャパシティの拡大。
- (2) 高い専門技術を持つ研究支援人材等が、より高度な分析・研究支援に割ける時間の拡大。
- (3) 研究支援人材等の自己研鑽時間の確保。
- (4) 本事業によって、研究支援キャパシティ拡大、研究支援の高度化、研究支援人材等活躍促進、研究の効率化や研究力強化等が、大いに図れること。

4. 支援条件

- (1) 支援対象となる研究支援人材等が、本学の研究設備・機器の全学共同利用、全学に

対する研究・教育支援に参画・関与すること。

- (2) 支援対象となる研究支援人材等が、本学の先端研究基盤共用促進事業（コアファシリティ構築支援プログラム）に参画し、高度な技術相談への対応や、若手研究者スタートアップ支援、異分野融合研究へのアドバイス等に協力すること。
- (3) 支援対象となる研究支援人材等が、研究支援キャパシティ拡大、研究支援技術の高度化、研究支援人材等の活躍促進、研究の効率化や研究力強化等の観点から、有効且つ効果的に活用されること。

5. 提出方法

- (1) 各部局等にて取りまとめのうえ提出してください。（複数申請可）
- (2) 本事業で雇用する予定の研究補助人材（技術補佐員等）をどのように活用し、どのような効果が期待できるのか、申請書にできるだけ具体的に記載してください。
- (3) 研究支援人材ごとに、申請してください。
- (4) 申請する件数に制限はありませんが、雇用予定の研究補助人材（技術補佐員等）が有効かつ効果的に活用されるように、各部局等において配置や業務内容等を調整してください。
- (5) 提出時のメールタイトルを「(部局等名)【提出】コアファシリティ事業 研究補助人材（技術補佐員等）雇用支援事業」としてください。

6. 提出書類

研究補助人材（技術補佐員等）雇用支援事業 申請書

7. 提出期限

令和3年11月19日（金）期限厳守

令和4年度以降は、十分な予算の確保ができない限り募集は行いません。

8. 結果通知

令和3年11月中

9. 選考方法・選考基準

コアファシリティ推進室において、以下に示す選考基準を基に評価を行い、採択・不採択を決定します。

また、審査の過程において、質問・ヒアリング等を行う場合があります。

なお、選考の結果、申請内容と支援内容が変わる場合があります。

- (1) 本事業を受けるための「3. 支援条件」をすべて満たしているか。
- (2) 本事業の狙いが、十分に実現できる申請となっているか。
- (3) 部局等の枠組みを超えた大きな効果が期待できる申請となっているか。
- (4) 無駄のない、効果的な申請となっているか。
- (5) 本事業によって、共用機器の全学利用促進、研究教育支援の高度化及び効率化が図られ、研究力強化が期待できる申請となっているか。（共用体制の強化）
- (6) 本事業によって、研究支援人材等が、高度な研究支援への対応時間の増加により、研究力強化への貢献が期待できる申請となっているか。（高度な研究支援）
- (7) 本事業によって、本学の各研究支援分野において高度な専門性を持つ研究支援人材等が、他の研究支援人材等への指導が可能となるなど、全学的な研究支援人材等の技術向上等に繋がることを期待できる申請となっているか。（人材育成への貢献）
- (8) 本事業によって、自己研鑽の時間等が確保でき、さらなる研究支援の高度化や拡大等が期待できる申請となっているか。（自己研鑽時間等の確保）
- (9) 全学機器共用の観点から非常に有効な提案や、研究支援人材等の効果的な活用の

観点から、複数の業務や研究支援人材等を対象とした申請や、複数部門や複数部局等での連携した申請は、プラス評価します。(連携体制の強化)

10. その他

(1) 採択された部局等へ予算配分しますので、各部局等において雇用手続、勤務管理を行って頂きます。

(2) 本事業は、文部科学省の委託事業費から支出しますので、日々の業務日報の作成や年度毎に同事業の報告書を作成し文部科学省に提出する必要があります。そのため、毎年支援実績等の報告書を提出願います。

また、執行状況の確認のために JST による「額の確定調査」を受けることになります。その際には、証憑書類の提出や調査の立ち合いへのご協力をお願いします。

(3) 支援を受けた研究支援人材等の方は、本事業において実施する研修やシンポジウム等に積極的にご参加ください。